

インターネット販売販路開拓支援事業

町製品の販売拡大および地域産業の振興を図るため、町内中小企業または個人事業主がインターネットを利用した販路開拓を行う環境整備に要する費用の一部を補助します。

■補助対象経費

- ・ 自社ホームページの開設や変更に係る委託費
- ・ インターネット販売システムの開設に係る委託費

■補助率

対象経費の3分の2

■補助上限額

20万円

■申請方法

補助金の申請方法については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店支援事業

秋田県が実施する新型コロナウイルス感染防止対策の認証を受ける飲食店を増やし、感染防止対策の徹底を図るための支援として、町内飲食店に支援金を給付します。

■給付対象

次の要件をすべて満たす町内に店舗を有する飲食店

- ① 秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度実施要綱による認証を受ける飲食店
- ② 今後も事業を継続する意思があること
- ③ 町税および使用料などを滞納していないこと

■給付金額について

給付対象事業	支援金給付額	給付限度額
飲食店認証取得事業	令和4年9月30日までに秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度実施要綱による認証を受けた場合は5万円	1店舗当たり5万円
認証飲食店応援事業	美郷町地域振興券の換金額の10%	1店舗当たり5万円

■申請書類

- ・ 申請書
- ・ 認証書 など

■申請方法

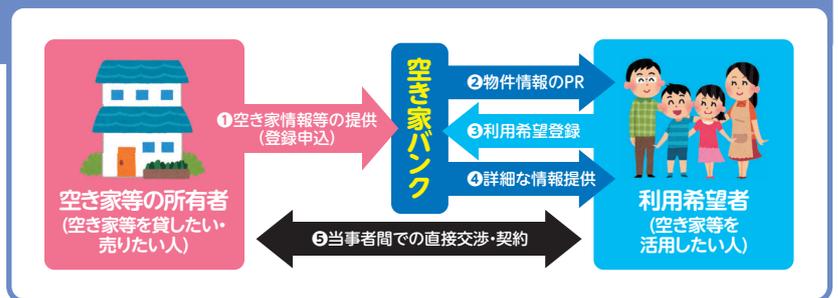
申請書類をそろえて、町商工観光交流課へ申請してください。申請書は町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

■申請期限

令和5年1月31日(火)

空き家バンク制度

空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件を空き家バンクに登録し、その情報を希望する方に紹介しています。空き家を借りたい、買いたい、事務所として活用したいという方が年々増えていきますので、興味のある方は町商工観光交流課までお問い合わせください。



空き家バンク成約奨励金

町の空き家バンク制度を活用し、空き家利用希望登録者との間に空き家・空き地・空き店舗の売買が成立した場合に、空き家などの物件登録者に対して奨励金を交付します。

■交付金額

売買が成立した物件の土地、建物に係る固定資産税相当額の合計の2倍の額(上限5万円)

■申請方法

申請方法については、町商工観光交流課にお問い合わせください。

■交付要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 売買成立した物件が空き家バンクに登録済の物件であり、所有者がその物件の登録者であること
- ② 物件売買契約の相手が空き家バンク利用希望登録者であること
- ③ ②が申請者の三親等以内の親族でないこと
- ④ 町税および使用料などを滞納していないこと

空き店舗等活用家賃支援事業補助金

町内の空き店舗等の解消を図るため、空き店舗等を借り上げて出店する事業者に対し、賃借料の一部を補助します。

■補助対象
空き店舗等を借り上げて出店しようとする事業者

対象要件	補助内容
空き家バンクに登録してある空き店舗・空き家の借り上げに係る契約期間が4年以上であること	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目～2年目:賃借料の2分の1以内の額(上限額5万円/月) ・3年目～4年目:賃借料の4分の1以内の額(上限額2.5万円/月)

空き店舗等活用出店促進事業補助金

町内空き店舗、空き家、空き地(以下「空き店舗等」という)の解消および出店を促進するため、空き店舗等を活用して事業を行う方に対して費用の一部を補助します。

■補助要件

- ・空き家バンク制度に登録された空き店舗等を購入または賃借して事業を行う方であること
- ・申請者は空き店舗等の所有者の三親等以内の親族でないことなど

■補助対象経費等

補助対象事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額	交付条件
① 駐車場整備事業	空き地の購入者または賃借者	工事費、委託費(デザイン費含む)	2分の1	45万円 (町内事業者施工の場合は50万円)	補助対象経費の総額が25万円以上であること
② 空き店舗等活用事業	空き店舗等の購入者または賃借者	工事費、委託費(デザイン費含む)、機械設備費、備品購入費	2分の1	135万円 (町内事業者施工の場合は150万円)	補助対象経費の総額が100万円以上であること

※詳細は町商工観光交流課へお問い合わせください。

■申請期限

- 第1回締切: 5月13日(金)
- 第2回締切: 8月 5日(金)
- 第3回締切: 11月 4日(金)

■申請書類

交付申請書、事業計画書、見積書 など

■申請方法

補助金の申請方法については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

連携企業応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、美郷町と連携協力協定を締結している日本航空株式会社(JAL)の航空機の利用促進を図ることを目的とし、秋田空港発着のJALグループ国内線を往復で利用した住民に地域振興券を給付します。

■給付対象

次の要件をすべて満たす方

- ①4月28日から9月30日までの間に、往路および復路において、秋田空港発着のJALグループ国内線を利用した方
- ②往路および復路の利用日において、美郷町に住民登録されている方
- ③町税および使用料などを滞納していない方

■給付金額

美郷町地域振興券(共通券)6,000円分

■申請書類

- ・申請書 ・搭乗券または搭乗証明書
- ・本人確認書類の写し(運転免許証など) など

■申請方法

申請書類をそろえて、町商工観光交流課へ申請してください。申請書は町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

■利用期間などについて

利用期間	申請期限	給付上限(※)
4月28日(木)～5月31日(火)	6月30日(木)	100名
6月 1日(水)～6月30日(木)	8月 1日(月)	100名
7月 1日(金)～7月31日(日)	8月31日(水)	100名
8月 1日(月)～8月31日(水)	9月30日(金)	100名
9月 1日(木)～9月30日(金)	10月31日(月)	100名

※各利用期間において、給付上限を超えた申請があった場合は、抽選により給付者を決定します。

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909